

道路区域の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、道路区域を次のように変更した。

なお、関係図面は告示の日から 2 週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市西区役所建設課において、一般の縦覧に供する。

平成 30 年 4 月 26 日

新潟市長 篠 田 昭

道路の 種 類	路 線 名	区 間	変 更 前後別	敷 地 の	
				幅員 (m)	延長 (m)
市道	小針坂井線	新潟市西区坂井字村上 683 番 地先から	前	5.0~5.0	118.9
		新潟市西区坂井字村上 690 番 地先まで	後	5.0~10.0	123.0